



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 2013年版「少子化社会対策白書」

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置

NEWS1. 2013年版「少子化社会対策白書」

政府は6月25日の閣議で、2013年版「少子化社会対策白書」を決定しました。政府が今月上旬にまとめた少子化緊急対策を「特集」として盛り込み、対策の柱である若者の雇用安定化や待機児童の受け皿確保など「結婚しやすい環境づくり」(内閣府)の重要性を強調しました。

週60時間以上の長時間労働をしている男性の割合を世代別に見ると、子育て世代の30代男性が5人に1人で最も高いと指摘しています。育児への参加が進んでいないとして、少子化対策の観点からも長時間労働の抑制や働き方の見直しが必要だとしています。

厚生労働省の11年度の調査では、男性の育児休暇取得率は2.63%で女性の87.8%に比べて低水準です。白書は対策として、男性の育児の取得促進や意識改革等を挙げています。

結婚に関しては、50歳時点で一度も結婚していない人の割合が男性で2割、女性で1割を超えるなど「非婚化」が進んでいるとし、男性で非正規労働者の結婚している割合が正社員と比べ半分以下にとどまっているとのデータを盛り込みました。また、白書は、11年の女性の平均初婚年齢が29.0歳となり1980年に比べて3.8歳上昇したことや、第1子出産年齢の平均が11年に初めて30歳を超えたことを指摘しました。政府は、晩婚化による出産の高齢化が少子化につながっているとの見方を強めており、白書も結婚や妊娠に対する支援策を以前より重視する内容となっています。

NEWS2. (書籍の紹介)

なぜ、「これ」は健康にいいのか？

副交感神経が人生の質を決める 著者：小林弘幸

(内容紹介)

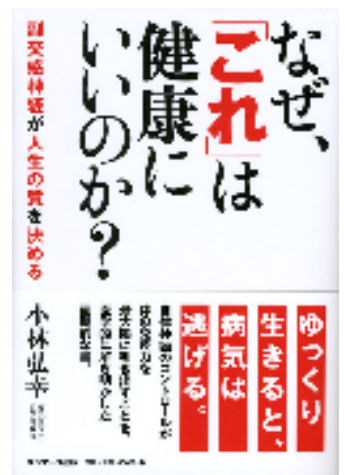
自律神経とは内臓や血管の機能をコントロールする神経のことで、交感神経と副交感神経に大別されます。

自律神経の研究が進むにつれ、これまで謎とされてきたさまざまな症状の原因が実は交感神経と副交感神経のバランスが崩れたことにあるのではないかと、ということが、わかってきたそうです。

逆にいえば、交感神経と副交感神経のバランスを上手くコントロールできるようになれば、病気になりにくくなるといえます。

本書は、「自律神経のコントロール法」を、医師が書いた最初の一般書です。

自律神経のコントロールが体の免疫力を最大限に引き出すことを、医学的に解き明かした画期的な書といえるでしょう。



情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

Question

平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いのうち工事の請負に関する経過措置の概要を教えてください。

Answer

事業者が、平成8年10月1日から指定日の前日(平成25年9月30日)までの間に締結した工事の請負に係る契約、製造の請負に係る契約及びこれらに類する一定の契約に基づき、施行日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合には、当該課税資産の譲渡等(指定日以後に当該契約に係る対価の額が増額された場合には、当該増額される前の対価の額に相当する部分に限ります。)については、旧税率が適用されます(改正法附則5③)。
なお、事業者が、この経過措置の適用を受けた課税資産の譲渡等を行った場合には、その相手方に対して当該課税資産の譲渡等がこの経過措置の適用を受けたものであることを書面で通知することとされています(改正法附則5⑧)。

【解説】

工事の請負に係る契約では注文住宅の購入、製造の請負に係る契約ではオーダーメイドの品物の購入が、これに該当するものとなりますが、

旧税率の適用で住宅の購入をするには

①住宅の引き渡し(最終決済)が2014年3月31日までに完了すること。

②注文住宅の場合に限り、請負契約(※)が2013年9月30日までに完了すること。(引き渡し時期を問わない)のいずれかに該当することが要件になります。

注文住宅の購入を検討されている方々には住宅価格の消費税の増額に留まらず、住宅ローンの設定金額にも及ぶお話しですからよく検討してみてください。

分譲住宅やマンションの購入は工事の請負契約ではありませんから経過措置の適用がないことにご注意を。

※請負金額とは工事請負契約 建築工事の完成とその報酬の支払いに関し、建築主と工事請負業者との間で取り交わされる契約をいいます。

ここでは関与先の皆様より最もお問い合わせの多かった 工事の請負金額に係る契約について 記載しましたが経過措置に関し記載しましたが 国税庁消費税室より

『平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A』が示されていますのでご参考ください。

参考資料等

平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A
www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/pdf/2191.pdf

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850